

地域福祉計画・地域福祉活動計画 施策の展開

1 誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の強化

(1) 包括的な相談支援体制の充実【重点】

【現状・特徴】

- 適切に相談につながらずに孤立化してしまう場合や、相談先がわからずに状態が深刻化してしまう場合等が懸念されています。町では地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター*等における相談支援の充実、また多機関協働による支援体制の構築に向けて環境整備を図っています。
- アンケート調査によると、悩みや不安を抱えている人で、気軽に相談できる相手（機関）がない人や誰に相談すればいいかわからない人もいます。[P30 参照]
- ヒアリング調査によると、地域における日常の困りごと、地域の問題について、「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等について」が6割と最も高く、多様化・複雑化する地域の課題がうかがえます。[P50・51 参照]

【課題】

- 問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。
- 多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口の相互のネットワークの強化や情報提供の充実が必要です。

【今後の方向性】

日常生活の困りごとや悩みについて早期に発見や関わりができるよう、民生児童委員をはじめとする地域の人々が身近な相談役になれるよう、地域での取組を支援していきます。

また、地域で解決できない事や支援が必要な相談については、町や社会福祉協議会、専門機関等が連携し、対応していきます。

さらに、役場内の相談窓口の連携・ネットワーク化を図り、子どもから高齢者まで誰でも専門的な相談窓口へつなげられるよう、包括的な相談支援体制を整えていきます。



町民が取り組むこと【自助】

- 問題や困りごとを個人・家族だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 地域の福祉に関する身近な相談者として、民生児童委員等との連携を深めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、身近な公的相談窓口の紹介をしましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会内における小地域福祉活動等の住民組織と連携をとり、身近な地域で困りごとや社会的孤立に気づけるよう、地域を基盤とした協力関係の強化に努めます。 ○ 地域住民にとっての身近な相談役・つなぎ役である民生児童委員への活動支援と連携を強化し、支援が必要な人への迅速かつ適正な対応を図ります。 ○ 心配ごと相談や各種相談事業の周知を図ることで、悩みや困りごとを抱える人が気軽に相談できる場を充実するとともに、支援を受けられずに困っている人の早期発見に努めます。 ○ 職員が地域に出向き、課題を発見し、地域住民とともに効果的な課題解決を進めていくために、対象区域（小学校区）毎のエリア担当制（CSW*：コミュニティソーシャルワーカーの配置）による地域支援を進めます。 ○ 対象者を限定しない（制度の狭間にいる方や複合的な困りごとを抱える方等）相談体制の構築に向けて、相談対応職員のスキルアップを図ります。 ○ 町や生活自立サポートセンターと連携し、生活困窮者の支援の充実に努めます。 ○ 町や地域生活定着支援センターと連携し、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰を支援します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
包括的な相談窓口の検討・整備	福祉の総合相談窓口を設置し、福祉に関する相談について、制度や部署、専門機関等を横断して受け止め、包括的な相談支援を行います。【新規】	健康福祉課
	住民主体の助けあい等の仕組みづくりの推進役となる生活支援コーディネーター*及び協議体*の活動を支援することにより、生活課題を抱えた地域住民が相談しやすい地域づくりを進めるとともに、困りごとを早期に発見できるよう、様々な相談を包括的に受け止める体制の検討・整備を進めます。	長寿介護課
関係機関との連携による相談体制の充実	関係機関等の協働による包括的な相談支援体制の構築に努めます。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
	県やハローワーク、生活自立サポートセンターとの連携を強化し、就労に困難を抱える方への支援の充実を図ります。	健康福祉課
	関係機関や保護司等と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生等、社会復帰を支援します。	
生活困窮者や制度の狭間にいる方等への相談支援の充実（アウトリーチ*等の支援）【新規】	いくつもの問題を抱えている人が、地域で安心して暮らせるように、子どもから高齢者までの対象者を限定しない相談に応じて関係機関と連携した支援を行います。	健康福祉課
	生活困窮者や社会的孤立状態にある人など、支援が必要な人に寄り添い、行政・専門機関などと連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組むCSWの活動を支援します。	

(2) 情報提供の充実

【現状・特徴】

- 広報「たわらもと」や社会福祉協議会広報紙「よろこび」等により福祉情報を提供しています。
- アンケート調査によると、「福祉」について知りたい情報について、30～40歳代では子育て支援に関する情報、高齢者がいる3世代の世帯では高齢者福祉に関する情報等ライフスタイルに応じて求める情報は様々です。[P39 参照]
- ヒアリング調査によると、地域の困りごとや問題に対して、取組むべきことについて、「福祉に関する情報提供や案内の充実」が挙がっています。[P51・52 参照]

【課題】

- 地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っている等、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図ることが必要です。
- 福祉情報がすべての住民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

【今後の方向性】

誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、インターネットやSNS等の様々な媒体を活用し、住民への福祉情報の提供を充実します。



町民が取り組むこと【自助】

- 町や社会福祉協議会が提供する福祉に関する情報に興味を持ちましょう。
- 広報「たわらもと」や社会福祉協議会広報紙「よろこび」、ホームページ等で町や社会福祉協議会が提供する福祉に関する情報をみてみましょう。
- インターネットやSNSの情報を有効に活用しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- サービスを必要とする人に対して、民生児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- 地域の施設や団体等において、活動内容や情報を積極的に発信しましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
○ 社会福祉協議会広報紙「よろこび」やホームページの充実に努め、住民が興味をひくような福祉に関する情報提供をします。
○ 社会福祉協議会 SNS 利用に関するガイドラインに基づき、SNS等を活用した情報提供の充実に努めます。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
広報等による福祉情報の提供	広報「たわらもと」やホームページの充実に努め、住民の関心を集めるような福祉に関する情報提供をします。	秘書広報課 健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
SNS等を活用した情報提供	広報「たわらもと」やホームページの他、SNSの活用等様々な媒体を利用した情報発信を行うことで、広く住民に効果的に情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。	秘書広報課 健康福祉課 こども未来課 長寿介護課



田原本町広報「たわらもと」

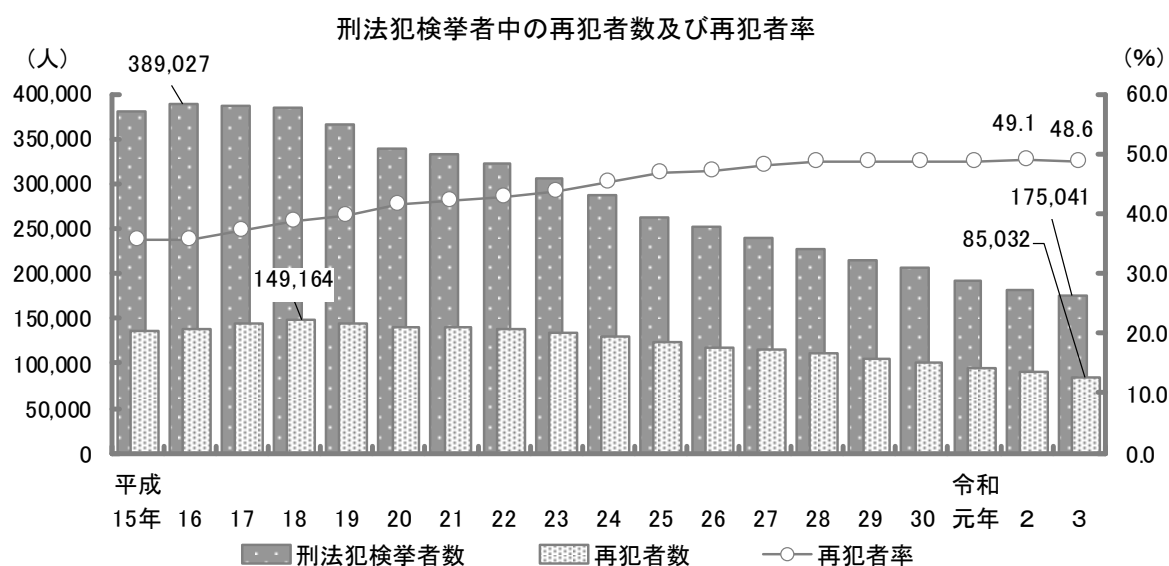


田原本町社協だより「よろこび」

(3) 人権の尊重と権利擁護*の推進

【現状・特徴】

- 生活困窮者、ひとり親、高齢者のみ世帯、障がい者等、支援が必要な人々が増加しており、支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。
- アンケート調査によると、高齢者や障がいのある人は、日常生活の中で将来的に「各種行政手続」「医療に関する手続」「福祉サービス利用手続」等に不安を感じています。一方、「成年後見制度」の認知度については、低い状況です。[P40 参照]
- 犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等の依存のある人、高齢で身寄りのない人など地域社会の中でさまざまな生きづらさを抱えている人が多く存在し、それを原因として再び犯罪をすることが問題となっています。
- 全国における刑法犯検挙者数は、平成19年以降、毎年減少しているものの、再犯者率は令和3年で48.6%となっています。



資料：令和4年版 再犯防止推進白書

【課題】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業*の利用促進をするとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要です。
- 犯罪や非行をした人が地域社会で孤立しないために、地域において理解と協力を得つつ、円滑な社会復帰を促進することで、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に取り組むことが求められています。

【今後の方向性】

認知症高齢者や知的障がいのある人等、財産管理や日常生活で生じる契約等の判断が求められる行為ができない人の権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、判断能力の不十分な人たちの支援を行います。また、虐待防止対策に取り組んでいきます。

また、更生保護*の取組として、犯罪をした者等が社会の中で孤立することがないように、社会を明るくする運動*をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する支援を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その内容や利用方法等に理解を深めましょう。
- 虐待を発見した時は町に通報しましょう。
- 更生保護活動等に関する理解を深めましょう。
- 養護者等は、適切な対応につながるために、専門機関からの支援を受けましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 町や社会福祉協議会が開催する権利擁護に関する講演会に参加し、将来の不安に対応できるようにしましょう。
- 講習会等に積極的に参加し、地域で活躍できる人材となりましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
<p>【成年後見制度の利用】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 成年後見制度利用への申立支援の充実を図ります。○ 成年後見制度を含む権利擁護支援の充実に向けた専門職によるネットワークづくりに取り組みます。○ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の充実を図ります。 <p>【虐待の防止】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域包括支援センター及び障がい者等相談支援事業所、子ども家庭総合支援拠点と協働して、家族や福祉従事者（ケアマネジャー*、相談支援専門員等）を対象とした、虐待防止や対応に関する研修会を開催します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
成年後見制度の利用促進	地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用を促進し、住民への周知・啓発を図ります。	健康福祉課 長寿介護課
	成年後見制度の講演会の開催を実施します。	
	判断能力が十分でない障がいのある人等が、安心して生活できるよう、金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助等の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。	
	日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進のため、事業所や支援機関への周知や連携を強化します。	
虐待防止の推進	高齢者の虐待防止のための支援をし、リーフレット設置や広報「たわらもと」に啓発記事を掲載します。	長寿介護課
	障がいのある人に対する虐待を防止するため、住民や企業、福祉施設に対し、障害者虐待防止法の趣旨や要点等に関する理解と認識を深めるための啓発を進めます。	健康福祉課
	障がいのある人の虐待防止や養護者への支援について、対応策の検討等を行うため、関係者会議の開催を進めます。	
	虐待防止についての通報窓口として、また、通報を受けた後の対応を図るため、奈良県障害者権利擁護センターや町役場の担当課の周知を図ります。	こども未来課
	子育て世代包括支援センター等と連携を図り、児童虐待の防止や重篤化防止のため、親の不安の軽減や妊娠期から子育て期の予防的支援の充実を図ります。	
	児童虐待の防止のための研修会の開催や啓発活動（オレンジリボンキャンペーン）を実施します。また、早期に通報や相談してもらえるよう広報「たわらもと」・ホームページへの掲載等を行います。	

施策名	内容	担当課
再犯防止の推進 【新規】	<p>社会を明るくする運動の実施や更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。</p>	健康福祉課
	<p>地域の更生保護の拠点となる更生保護サポートセンター*磯城の運営に対し施設を提供し、更生保護を行う団体との連携、情報共有を図り、支援対象者や地域住民への相談支援の充実を図ります。</p>	
	<p>再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者や障がいのある人に対し、地域生活定着支援センターと連携を図り、矯正施設からの退所後に円滑に福祉サービスが受けられるよう努めます。</p>	
	<p>地域社会において安定した生活を送るため、保護観察所や更生保護団体、就労や住まいの支援関係者等との連携を図ります。</p>	
	<p>更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会等の活動を支援します。</p>	
	<p>生活や仕事のことで困っておられる方に対し、就職準備支援事業を活用した支援が受けられるよう、生活自立サポートセンターへつなぎます。</p>	
権利擁護の充実 【新規】	<p>成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいきます。</p>	健康福祉課

(4) 福祉サービスの充実

【現状・特徴】

- 高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。
- ワークショップでは、生活をしている中で、困っていることについて、バス等の移動手段がないため、駅への移動や買い物が不便等の意見が挙がっています。[P54・55 参照]
- アンケート調査によると、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためには、「福祉サービスの充実」や「移動手段等の外出支援」が求められています。[P41 参照]

【課題】

- 誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

【今後の方向性】

支援を必要とする人が、適切に福祉サービスを受けられるよう、内容の見直し等を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。



町民が取り組むこと【自助】

- 自分に合った福祉サービスを適切に活用しながら、いきいきとした日々を暮らしましょう。
- 福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 福祉サービスを利用する視点からも、サービス充実のための提言や意見集約（アンケート等）の機会に積極的に参加しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 福祉サービスを利用する人（受け手）と、提供する人（支え手）との関係性だけでなく、それぞれにできる役割や強みを考えることで、誰もが地域の一員として主体的に活動したり、互いに補いあえる意識を持ちましょう。
- 町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
<ul style="list-style-type: none">○ 定期的に役場関係課や住民と、地域課題や住民の方々からの提言について協議する場を構築し、官民協働による仕組みづくりに努めます。○ 高齢者・障がい者・子育てといった分野を超えて、地域住民や関係者とともに地域課題の解決に向けた新たなサービスの創出（有償ボランティア*、住民参加型在宅福祉サービス*等）に努めます。○ 地域福祉活動の充実を図ります。<ul style="list-style-type: none">① 相談支援事業（心配ごと相談、生活福祉資金貸付事業、緊急小口資金貸付事業、日常生活自立支援事業等）② 幼児・児童の健全育成と子育て支援（ファミリーサポートセンター事業、3人乗り自転車貸出事業等）③ 障がいのある方々の社会参加と生活支援（障がい者等相談支援事業、レクリエーション会・サロンの開催、福祉用具貸与事業等）④ 高齢者の生きがいづくりと生活支援（福祉給食・見守り事業、友愛訪問活動等）⑤ 生活困窮者等への自立支援（食料・日用品等の支援等）○ ふれあいセンター（指定管理）の施設管理運営の充実に努めます。<ul style="list-style-type: none">① 児童館事業（親子のつどい事業、子育て支援事業、出張児童館、学習支援等）② 高齢者・障がい者支援事業（介助浴室の活用、手芸・健康づくり教室の開催等）③ 交流事業（乳幼児から高齢者まで様々な世代が来館する特徴を活かした世代間交流事業等）④ 憩いの場づくりの促進（浴場事業、飲食物の販売等）

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
各種福祉サービスの充実	福祉の関係各課の連携を強化します。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
	【高齢者分野】 地域包括ケアシステムを進めるにあたり、高齢者だけではなく、障がい者や子ども等への支援等、生活上の困難を抱える方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築します。	長寿介護課
	【障がい者分野】 福祉サービスや障がい福祉に関する情報の周知と障がいのある人を総合的に支援する体制の構築を進めます。	健康福祉課
	【子ども分野】 地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。	こども未来課
	【子ども分野】 子育て世帯が地域と交流する機会の実施に向けて調整を図ります。	
共生型サービス*の提供【新規】	共生型サービスの特例を活用し、同一事業所において介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応していきます。	健康福祉課 長寿介護課
外出サービスへの充実	移動に制約のある人の交通環境を整備します。	企画財政課 健康福祉課 長寿介護課
配慮が必要な人への支援の充実【新規】	多様な生活課題を受け止められる体制づくりに努めるとともに、必要に応じて他の支援機関につないでいきます。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課

2 福祉を支える体制の充実

(1) 重層的な地域福祉ネットワークの構築【重点】

【現状・特徴】

- 町では全庁的に福祉を支援するネットワークづくりにあたり、多機関で連携し、横断的な支援ができる体制の構築や複合課題を抱える世帯の支援会議等に取り組んでいます。社会福祉協議会では、制度の狭間の問題について多機関協働会議を通して検討し、支援の充実を図っています。
- アンケート調査によると、地域における「福祉」を担う主体について、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が4割と最も高く、次いで「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」となっており、住民、地域、行政等の協働による取組が重要となっています。[P42 参照]
- ヒアリング調査によると、福祉関係団体や機関における連携状況については十分でないという意見が多く、今後様々な関係機関との連携が望まれています。[P47・48・49 参照]

【課題】

- 高齢者や障がいのある人、生活困窮者、ひとり親家庭等様々な支援や配慮を必要とする人に対して、地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、適切な対応を行っていくためのネットワークを充実させることが必要です。また、住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、法に基づいた支援だけではなく、その人に合った支援を地域住民・団体・事業者・行政等で考え、協働し、届ける仕組みが必要となります。

【今後の方向性】

身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する包括的支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。



町民が取り組むこと【自助】

- 変化や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
- 自治会活動・ボランティア活動・従事している仕事・学校生活等、住民一人ひとりが地域における生活場面を通じて、それぞれの立場での福祉活動への参加を心がけ、地域福祉の推進に努めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識し、ネットワークの充実を図りましょう。
- 自治会の活動や地域での交流やつどいの場を通じて、身近な地域の中でお互いに顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 顔の見える関係づくりの中で、身近な困りごとや生活課題を出し合ったり、解決のために地域住民としてできることを話しあえる機会を設けましょう。

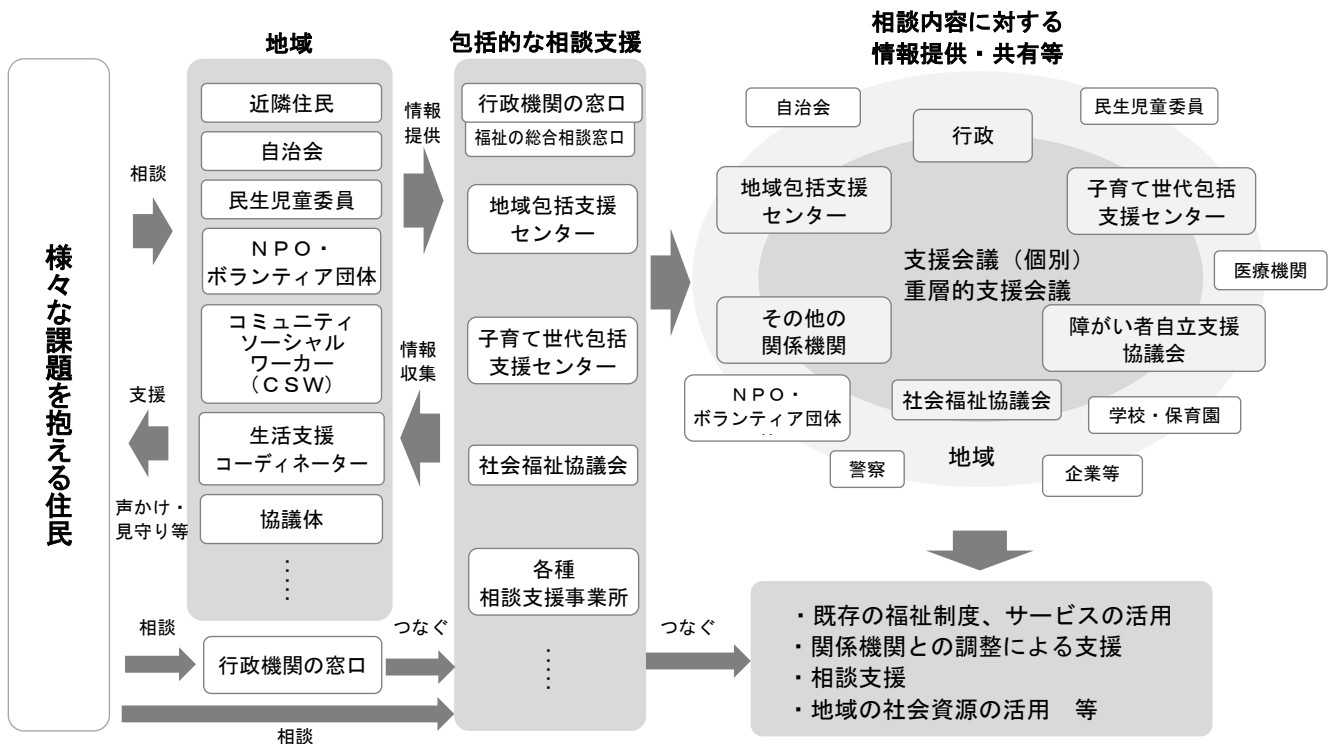
【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 多機関との連携体制を構築することで、制度の狭間にいる人や、複合的な課題を抱える人を受け止め、また必要な支援機関等につなげるための伴走型支援を行います。
○ 自治会や民生児童委員等の地域活動者と、専門職（CSW、ケアマネジャー等）が情報共有できる連携方法を検討します。
○ 生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。
○ 企業、地域、学校等における共同募金運動への参加者の拡充を図ります。またその理解促進のための啓発用物品や寄付つき商品の開発検討をします。
○ 企業における「社会貢献活動」*を推進し、福祉協力店*としてのネットワークづくりを推進します。
○ 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」*を推進し、制度の狭間にいる方への支援充実や、災害時等の協力体制の充実を目的としたネットワークづくりを推進します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
行政・住民・企業等、多種多様な協働の場づくりの推進【新規】	複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、分野を越えた福祉課題に関わる行政・住民・企業等様々な機関がつながるしくみをつくります。	全課
福祉を支援するネットワークの構築【新規】	全庁的に福祉を支援するネットワークを整備します。	全課
寄付や共同募金運動を通じた地域福祉活動への参加促進と関心の喚起【新規】	社会福祉協議会が進める募金や寄付金を通じた地域福祉活動への参加促進を支援します。	健康福祉課
参加支援事業、地域づくり事業の検討【新規】	支援を必要としている地域住民のニーズ等に対応するため、地域で活動する人や団体等が連携し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を検討します。	健康福祉課
協議体の運営【新規】	地域における生活支援サービス*、助けあいの仕組みを充実するため、生活支援コーディネーターを補佐し、助けあい活動を創出するための協議体が円滑に活動できるようにするための事務局を運営します。	長寿介護課

【地域福祉ネットワークを活用した包括的な支援体制のイメージ】



(2) 福祉を担う人づくり

【現状・特徴】

- ヒアリング調査やワークショップにおいては、地域活動団体やボランティア団体での人材不足や高齢化の問題、リーダー不足等が課題となっています。[P46・47・54・55参照]
- ヒアリング調査によると、地域の担い手を増やすためには「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO法人等）等の紹介や、行事等の開催」「豊富な経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」の必要性があがっています。[P49・50 参照]
- 社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割等を担っています。その中で、CSW等による住民同士の支え合いの活動の支援や、社会福祉協議会事業を通じて、より一層地域福祉活動者の育成が重要となります。一方、アンケート調査によると、田原本町社会福祉協議会の認知度は十分とは言えない状況です。[P38 参照]

【課題】

- 地域における生活課題等を地域で解決できるように、地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要です。支援者側での元気な高齢者の参加促進に向けた検討が必要です。
- 社会福祉協議会の役割や活動内容の周知を図るとともに、住民交流の機会づくり等を促進していくことが求められます。

【今後の方向性】

各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成するとともに、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わることができる体制づくりを進めます。



町民が取り組むこと【自助】

- ボランティア講座等に積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 自治会等、地域で見えてきた課題への取り組みを通じ、福祉的な視点で将来を見据えた生活の基盤づくりに努めましょう。
- 民生児童委員やボランティア活動者、また町や社会福祉協議会等の関係機関と連携することで、地域福祉の推進に必要な情報の把握や活動に主体的に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
<p>【福祉を担う人材の養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会が実施している各種事業等を通じて、地域福祉に着目した新たな活動者の発掘に努めます。 ○ 協議体と連携し、地域福祉活動に関する養成講座、学習会等の場を設けることで、地域福祉活動を推進していくための人材の発掘・育成に取り組みます。 <p>【社会福祉協議会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の資質向上のための研修を行います。 ○ 自主財源の充実に努め、社会福祉協議会賛助会員の募集による社会福祉協議会会員制度の拡充を図ります。 ○ 社会福祉協議会発展のための基盤強化計画の策定に取り組みます。 ○ 子ども、若い世代向けの広報活動（SNS、出前講座「社会福祉協議会説明会」）の充実を図ります。 ○ 町や関係機関との連携・協働の充実を図ります。 ○ 地域ニーズに即した事業の見直しを行います。

【行政の取組】

施策名	内容	担当課
地域福祉を推進する人材の育成	地域福祉を推進する人材の養成を促進します。	健康福祉課
社会福祉協議会との連携強化	地域福祉において重要な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化します。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課

3 地域のつながりの強化

(1) 地域での助けあい、支えあい活動の促進（住民の参加促進）

【現状・特徴】

- アンケート調査によると、住民の地域のつながりが希薄化する傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の流行により人と会う機会が減ったことにより、人のつながりの必要性を感じている人も少なくないです。[P43・44 参照]
- アンケート調査によると、災害時等に備えて、避難方法の確認や危険箇所の把握が必要と思う人が多くなっています。一方、災害発生時に地域で支援が必要な人を知らない人もおり、日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあいの必要性を感じています。[P32・33 参照]

【課題】

- 誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。
- 非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、また防災訓練等、地域での防災活動を支援する必要があります。

【今後の方向性】

地域での助けあい、支えあいを進めていくため、日ごろからの近所づきあいや地域活動の充実を図り、見守り体制の強化に努めます。

また、災害時や緊急時においては、地域の支えあいが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、避難行動要支援者*名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- 地域活動に参加しましょう。
- 日ごろのあいさつや声かけ等近所の人と交流しましょう。
- 地域での防災訓練等に参加し、災害時の備えをしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に行いましょう。
- 避難行動要支援者名簿の要援護者に対し、支援者として積極的に協力しましょう。
- 近所の人との顔が分かり合える地域づくりをしましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会や小学校区等、身近な地域での住民による支えあい活動（小地域福祉活動）を推進し、自治会・老人クラブ・婦人会・民生児童委員等の関係者が協議できる場づくり（小地域ネットワーク会議）を支援します。 ○ 小学校区ごとに地域の課題を考える機会づくり（住民交流会、研修会）に取り組めます。 ○ 生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援サービスや助け合いの仕組みづくりを推進します。
<p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町の地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンター*の設置や、福祉避難所（ふれあいセンター）運営への協力を努めます。 ○ 社会福祉協議会の各種相談事業（障がい者等相談支援事業、心配ごと相談から災害時における要配慮者の把握をするとともにケアプラン等への反映や避難行動要支援者名簿への登録を促進します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
住民が参加し、協働による地域活動の推進	地域住民の参加を促進するための情報提供等や各団体活動を支援します。	健康福祉課 長寿介護課
	広く町政情報を発信するとともに、住民の意思を直接的に反映した地域づくりができるよう広聴活動の充実に努めます。【新規】	秘書広報課 総務課
	自治会単位で認知症サポーター*養成講座を開催し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する体制を構築します。	長寿介護課
災害や緊急時も含めた見守り体制の強化	災害時における、要配慮者（避難行動要支援者）*への避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を作成、把握します。	防災課 健康福祉課 長寿介護課
身近な地域での地域活動の基盤整備	駅周辺施設等を活用した住民交流の場づくりを促進します。	こども未来課 長寿介護課 地域産業推進課
	生活支援コーディネーターの配置、中学校区による協議体の設置をします。	長寿介護課
協議体の運営【新規】	生活支援コーディネーターの活動をサポートし、互助を中心とした地域づくりを住民主体で進める協議体の運営に努めます。	長寿介護課
住民同士のふれ合う機会の拡充【新規】	子どもや高齢者、障がいのある人、地域の人がお互いの理解を深めるため、交流できる場の確保や活動を支援し、助け合える地域づくりを進めます	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
高齢者見守り活動の推進【新規】	高齢者が安全・安心して暮らせる町づくりのために、民生児童委員、地域住民やボランティア等による地域の見守り活動とともに、企業や事業所、関係機関等も日常業務の中で高齢者等の見守り活動を行います。	長寿介護課
SNSアプリを活用した児童みまもり情報配信ソリューションの運用【新規】	児童が携行するみまもり端末による位置情報や特定ポイント・エリアでの検知情報、自治体・学校からの情報をLINE・メールを通じて配信し、保護者・児童の安心安全に努めます。	防災課 教育総務課

(2) 地域活動・ボランティア活動の活性化

【現状・特徴】

- SNSを活用した地域活動の情報提供について、若い世代への情報発信が課題となっています。
- アンケート調査によると、ボランティア活動への参加に対して、時間的に余裕がないことや参加するきっかけがないという意見があがっています。[P25 参照]
- アンケート調査によると、ボランティア活動を充実するために必要なことについて、「ボランティア活動に関する情報提供」が5割と最も高くなっています。[P26 参照]
- ヒアリング調査によると、地域の担い手を増やすために必要なことについて、「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・住民活動団体(NPO法人等)等の紹介や、行事等の開催」の割合が高くなっています。[P49・50 参照]

【課題】

- ボランティア活動をしたいと考えている住民へのきっかけとなる情報発信や参加の機会・場の充実、活動しやすい環境整備の検討が必要です。
- 住民のボランティア・住民活動への関心、興味を高めるための情報提供やきっかけづくりが必要です。

【今後の方向性】

地域活動やボランティア活動への住民の参加促進を図るため、活動情報の提供や参加の機会や場の充実を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- 地域活動・ボランティア活動に興味を持ちましょう。
- できることから地域活動・ボランティア活動をしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 多様な地域活動やボランティア活動の情報を発信しましょう。
- 住民が地域活動やボランティア活動に取り組める多様な機会を提供しましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町ボランティア連絡協議会への支援の充実を図り、町内のボランティア団体の連携強化や活動の活性化を促進します。 ○ 高校生や大学生向け、高齢者や障がい者が参加しやすいボランティアプログラムの開発検討をします。 ○ 個人や団体のボランティア登録数を増やすとともに、出前ボランティアを充実することで、地域活動の活性化を図ります。 ○ 共同募金を地域活動に活用し、ボランティア団体の状況に応じた活動補助を行います。 ○ 退職後の高齢者や男性が、参加しやすいよう多様な講座や交流・学習等の機会を提供していきます。 <p>【ボランティアセンターの機能充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアを必要とする方々のニーズ把握を強化します。 ○ 新規の活動者発掘や新たな活動をする場等、コーディネートの実施に努めます。 ○ NPOや企業とのネットワークづくり（プラットフォーム*）を推進します。 ○ ボランティアに関する相談活動を強化し、活動の活性化を図ります。 ○ 上記活動の促進や共通課題への解決を目的とした、行政や関係団体とのボランティア活動推進会議の設置等を進めます。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実	広報「たわらもと」やSNSを活用した地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実に努めます。	秘書広報課 健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
元気高齢者の地域活動への参加促進【新規】	地域福祉の担い手として、元気な高齢者が地域福祉活動に関心をもち、誰でも気軽に活動に取り組むことができるよう支援します。	長寿介護課
NPOや企業等を巻き込んだ地域活動・ボランティア活動の活性化	住民が主体的に参加し、地域づくりに取り組む団体活動の自立化、持続化を支援します。	全課
	障がい者支援のため、磯城郡地域自立支援協議会*において、関係機関等が情報や課題を共有し、連携を図りながら地域の支援体制の整備を進めます。	健康福祉課
	聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するために「手話奉仕員養成講座」「きこえのサポーター養成講座」を開催します。	健康福祉課



手話奉仕員養成講座

(3) 福祉教育の充実

【現状・特徴】

- 地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。町及び田原本町社会福祉協議会では、様々なカリキュラムの情報提供、学校や地域での福祉体験等を実施しています。
- アンケート調査によると、ボランティア活動を充実するために必要なことについて、子育て世代では、「福祉体験学習」の割合が高く、子どもへの福祉教育の必要性があがっています。[P26 参照]
- ヒアリング調査によると、地域の担い手を増やすために必要なことについて「小・中学生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」や「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」の必要性があがっています。[P49・50 参照]

【課題】

- 福祉への関心や理解を高め、地域福祉を推進する担い手を増やすために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

【今後の方向性】

子どものころから、福祉のこころを育むため、小中学校における福祉学習や体験活動を推進するとともに、住民に地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりを充実します。



町民が取り組むこと【自助】

- 福祉に関心を持ちましょう。
- 家庭や地域で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に家族で参加しましょう。
- 福祉学習や体験の機会に参加しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 地域で福祉体験等の機会をつくりましょう。
- 福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動の参加率が低い若い世代・子育て世代・男性層等へ支えあいの大切さを呼びかけ、福祉を身近に感じ考える機会の充実を図ります。 ○ 町内小中学校の担当教員で構成された福祉教育推進連絡会を開催し、各学校での独自カリキュラム等の支援・調整を行います。 ○ 町内の小中学校、高等学校等における福祉体験学習及び学校ボランティア活動の充実を図ります。 ○ 地域や福祉施設での体験学習・福祉教育を支援します。 ○ 住民、児童等に対する福祉の啓発を目的として、地域や学校での出前講座の開催を検討します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
地域での福祉教育の推進	認知症の理解を深めるための「認知症サポーター養成講座」を開催します。	長寿介護課
	住民が互いに支えあう意識を高めたり、地域福祉を实践できる学習の場づくりを進めていきます。	健康福祉課 教育総務課 生涯教育課 幼稚園、小学校、中学校
福祉教育等に関する情報提供の充実【新規】	住民が福祉に対する理解や必要な支援に対して適切に福祉の制度が活用できるよう地域での教育機会の情報提供を進めます。	健康福祉課 生涯教育課